

第 52 号議案

神戸市立体育施設条例及び神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件

神戸市立体育施設条例及び神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 8 月 31 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立体育施設条例及び神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

神戸市立体育施設条例及び神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例（令和 3 年 6 月条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

第 3 条 神戸市立体育施設条例の一部を次のように改正する。

次の表の第 3 条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び第 3 条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第 3 条による改正後	第 3 条による改正前														
(名称等) 第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称等) 第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。														
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>神戸市立中央体育館</td><td>神戸市中央区楠町 4 丁目 1 番 1 号</td></tr><tr><td>神戸市立磯上体育館</td><td>神戸市中央区八幡通 2 丁目 1 番</td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立中央体育館	神戸市中央区楠町 4 丁目 1 番 1 号	神戸市立磯上体育館	神戸市中央区八幡通 2 丁目 1 番	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>神戸市立中央体育館</td><td>神戸市立中央区楠町 4 丁目 1 番 1 号</td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立中央体育館	神戸市立中央区楠町 4 丁目 1 番 1 号
名称	位置														
[略]	[略]														
神戸市立中央体育館	神戸市中央区楠町 4 丁目 1 番 1 号														
神戸市立磯上体育館	神戸市中央区八幡通 2 丁目 1 番														
名称	位置														
[略]	[略]														
神戸市立中央体育館	神戸市立中央区楠町 4 丁目 1 番 1 号														

[略]

[略]

(事業)

第3条 [略]

2 神戸市立東灘体育館、神戸市立磯上体育館、神戸市立須磨体育館、神戸市立垂水体育館及び神戸市立港島南球技場は、市民のスポーツ等の利用に供する。

(使用料)

第6条 体育施設（神戸市立ポートアイランドスポーツセンターを除く。次項において同じ。）の使用料は、別表第1から別表第7までのとおりとする。

2 [略]

(利用料金)

第9条の2 [略]

2 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターについて第4条第1項の許可を受けた者は、別表第8に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3～5 [略]

附 則

1、2 [略]

(指定管理者不在等期間におけるポートアイランドスポーツセンターの管理に関する業務)

[略]

[略]

(事業)

第3条 [略]

2 神戸市立東灘体育館、神戸市立須磨体育館、神戸市立垂水体育館及び神戸市立港島南球技場は、市民のスポーツ等の利用に供する。

(使用料)

第6条 体育施設（神戸市立ポートアイランドスポーツセンターを除く。次項において同じ。）の使用料は、別表第1から別表第6までのとおりとする。

2 [略]

(利用料金)

第9条の2 [略]

2 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターについて第4条第1項の許可を受けた者は、別表第7に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3～5 [略]

附 則

1、2 [略]

(指定管理者不在等期間におけるポートアイランドスポーツセンターの管理に関する業務)

3 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターにつき市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における別表第8第2号の表備考3及び4の規定の適用については、別表第8第2号の表備考3及び4中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

4、5 [略]

3 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターにつき市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における別表第7第2号の表備考3及び4の規定の適用については、別表第7第2号の表備考3及び4中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

4、5 [略]

次の表の第3条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第3条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第3条による改正後

別表第4 神戸市立磯上体育館の使用料（第6条関係）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

使用時間	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間超過使用料 (1時間につき)
使用区分							
競技場	円 6,200	円 8,200	円 7,200	円 13,000	円 13,900	円 18,400	円 3,100
多目的室	円 2,000	円 2,600	円 2,300	円 4,100	円 4,400	円 5,900	円 1,000

備考 超過使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

(2) 個人使用の場合

使用区分	使用者 小学生、中学生及び高校生	一般の者
競技場及び多目的室	1人2時間につき 150円	200円
トレーニング室	1人1回につき 300円	

備考

1 この表において「一般の者」とは、小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生以外の者をいう。

2 使用時間に2時間未満の端数が生じたときは、2時間として計算する。

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

使用区分	1時間につき	使用者 幼児、小学生、中学生及び高校生	一般の者	
競技場	1時間につき	全面	1,000円	1,500円
		半面	500円	750円
		4区画に区分したうちの1区画	250円	400円
		6区画に区分したうちの1区画	150円	350円
多目的室	1時間につき	全面	300円	500円
		半面	150円	250円

備考

1 この表において「幼児」とは3歳以上の者で小学校就学前のものを、「一般の者」とは小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生以外の者をいう。

2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

別表第5 [略]

別表第6 [略]

第3条による改正前

別表第4 [略]

別表第5 [略]

別表第 7 [略]

別表第 8 [略]

別表第 6 [略]

別表第 7 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日等)</p>	<p>附 則 (施行期日等)</p>
<p>1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。<u>ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p>(1) <u>附則第3項及び附則第4項の規定 公布の日</u></p> <p>(2) <u>附則第5項の規定 神戸市立体育施設条例及び神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和3年 月条例第 号）の公布の日</u></p> <p>(3) <u>第3条の規定 令和4年5月31日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日</u></p>	<p>1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。<u>ただし、附則第3項及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。</u></p>
<p>2 前項本文の規定にかかわらず、神戸市立港島南球技場の供用を開始</p>	<p>2 前項本文の規定にかかわらず、神戸市立港島南球技場の供用を開始</p>

する日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日とし、神戸市立磯上体育館の供用を開始する日は、令和4年5月31日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日とする。

3、4 [略]

5 第3条の規定による改正後の神戸市立体育施設条例（以下この項において「第3条新条例」という。）を施行するために必要な神戸市立磯上体育館に係る第3条新条例第4条の許可、第3条新条例第6条の使用料の収受、第3条新条例第16条の指定管理者の指定その他必要な行為は、第3条新条例の施行の日前においても、第3条新条例の規定の例によりすることができる。

する日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日とする。

3、4 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

神戸市立磯上体育館を設置する等に当たり、条例を改正する必要があるため。